

【講義⑤】
関連諸制度について

◆講 師

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

関連諸制度について

権利擁護支援や成年後見制度に関する諸制度



厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

ひと、くらし、
みらいのために

1

目次

- 日常生活自立支援事業について
- 生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業について
- 障害者総合支援法の自立生活援助
- 消費者庁での要支援者保護の取組み
(消費者契約の一部改正)
- 法テラスの業務
～情報提供業務・民事法律扶助と特定援助対象者法律相談援助～

2

日常生活自立支援事業について

3

日常生活自立支援事業

令和5年度予算額：生活困窮者自立支援法等関係予算545億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託できる。（令和4年3月末時点の基幹的社協等は1,578ヵ所）（補助率）1／2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。（令和3年度末実利用者数は56,549人）

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
　　日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

実利用者数 (人)	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	22,287人	14,111人	17,111人	3,040人	56,549人

4

5. 日常生活自立支援事業の担い手と役割、援助のプロセスについて

担い手と役割

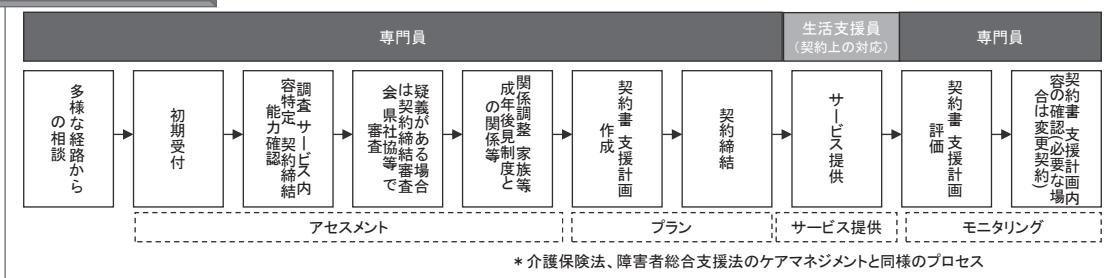
全社協作成資料

- 1,578箇所の基幹的社協等に3,842人の専門員と15,845人の生活支援員を配置。
(令和4年3月末現在)
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- 生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

援助の方法（基本方針）

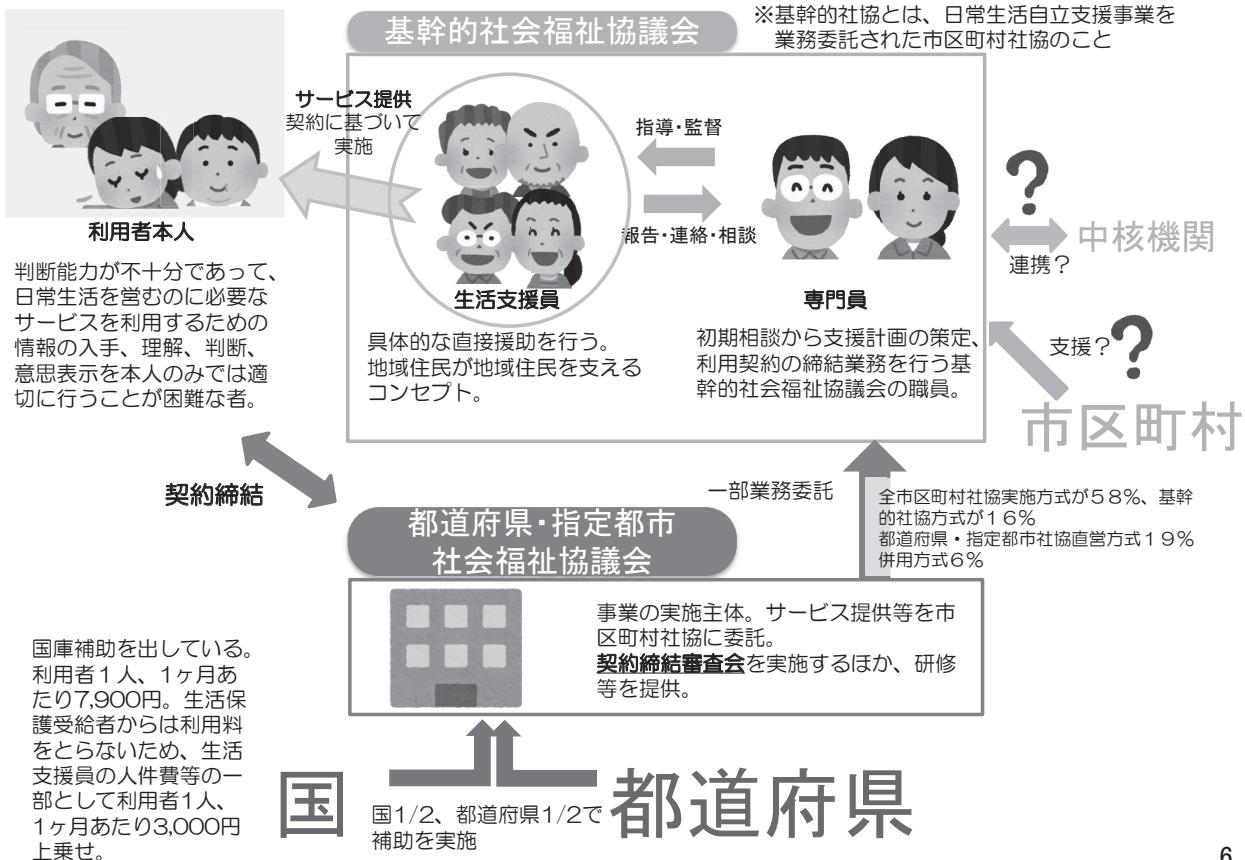
- 「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心に、利用者が自ら各種手続きを行えるよう援助する。
- 必要に応じて「代行」「代理」による援助を行う。「代理権」の範囲は限定的なものとして、利用者と実施主体の間で交わす契約書に定める。(契約締結審査会に諮り慎重に対応する)

援助のプロセス



5

日常生活自立支援事業の仕組み



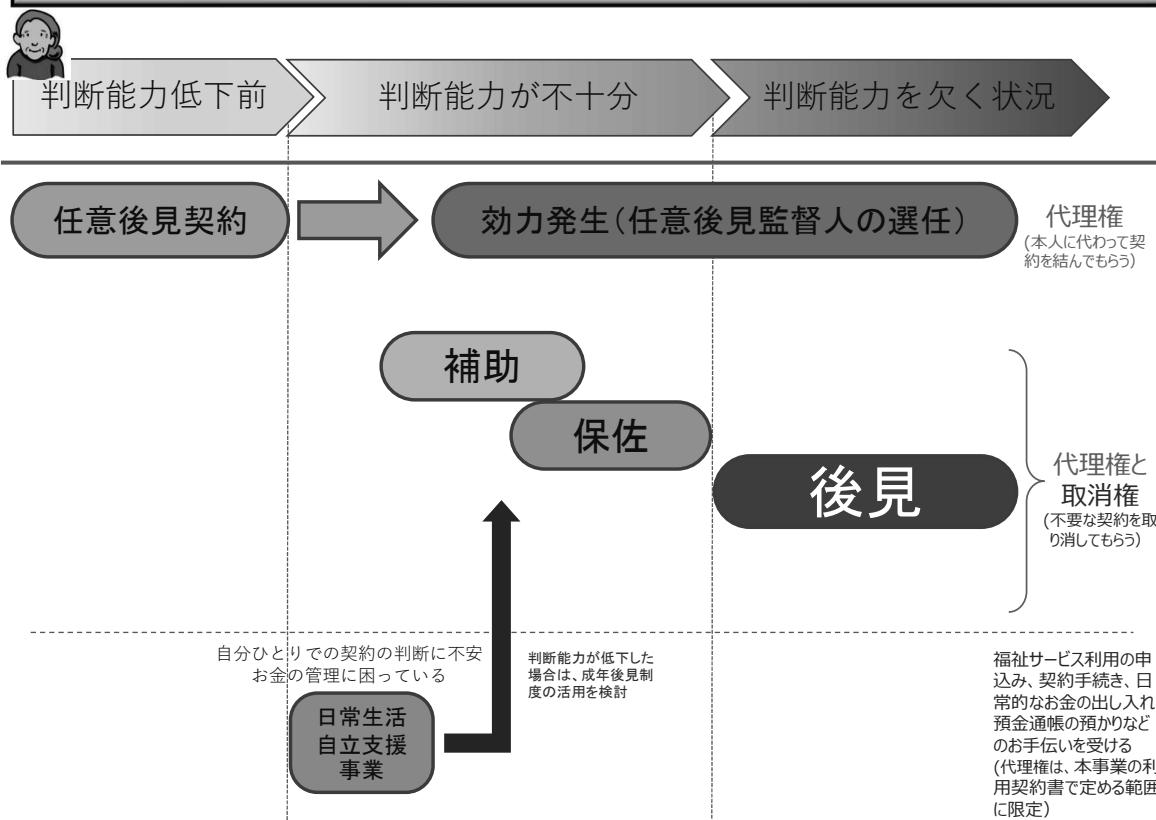
6

日常生活自立支援事業と法定後見制度の違い

日常生活自立支援事業	法定後見制度
社会福祉協議会と契約して利用するサービス（契約の意味、内容を理解できることが必要）	家庭裁判所の審判によるもの（契約の意味、内容を理解できなくても活用が可能）
福祉サービスの利用援助、書類預かり、日常金銭管理がサービスの内容（代理権の範囲は本人が指定した金融機関口座の払い戻し手続き等に限定。取消は不可）	身上監護、財産管理を行う判断能力の程度により類型（補助・保佐・後見）が決まり、後見人等の権限によって代理や取消ができる
本人の居場所は在宅が基本となっている場合が多い。（実施主体によっては、施設や病院に入所・入院している場合も利用可能。） 本人の意思でサービスを終了することができる	在宅に限らず、居場所が変わっても後見人による支援が見込める 判断能力の回復が無い限り、亡くなるまで制度活用することとなる
実施主体によって利用料が決まっている	本人の財産、後見人の業務の内容によって後見人の報酬は家庭裁判所が決定する

7

判断能力が不十分な場合などに利用できる制度や民間サービス等（イメージ）



8

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

令和2年度社会福祉推進事業（『日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業』）

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行と適切な役割分担

成年後見制度へのスムーズな移行に向けて有効と考えられる方策



- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークへ「日常生活自立支援事業担当部署」が参画し、中核機関職員と定期的に事例検討ができる機会を設ける。
- ・中核機関で開催される「権利擁護支援の支援についての検討・専門的判断」のための会議体を活用する。
- ・日常生活自立支援事業の専門員や中核機関の職員が、本人申立てや親族申立ての支援力をつける。
- ・いつ、どのような時に日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行を検討したらよいのかの共通認識を形成する。
- ・市町村と社会福祉協議会における市町村長申立てが必要な場合についての共通認識を形成する。
- ・補助、保佐類型での制度利用が可能な市民後見人、または法人後見の仕組みをつくる。

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

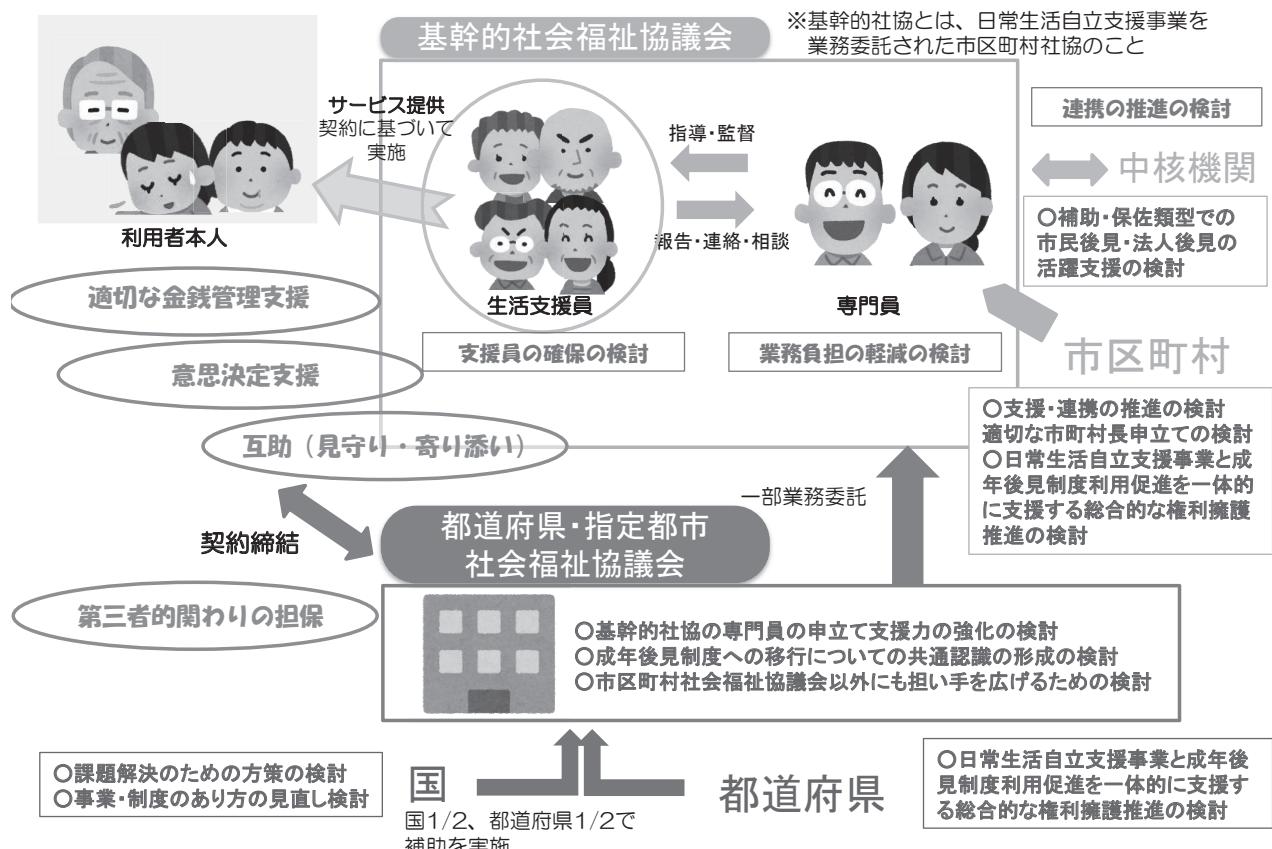
令和2年度社会福祉推進事業（『日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業』）において策定した役割分担チェックシート及びその活用の留意点等を周知。

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシートについて

法的保護が必要	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワーメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認		
			□障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	□日常生活自立支援事業による支援	□成年後見制度（法定後見）による支援
	<input type="checkbox"/> 親族や知人等に預貯金等、財産等を奪取されている				
	<input type="checkbox"/> 消費者被害にたびたび遭っている				
	<input type="checkbox"/> ロヤミ金融・消費者ローン・株等を自分の意思ではなく、言われるままに契約してしまう	★通報は義務 虐待、掠奪については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。 ★緊急対応を優先 消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。 ★孤立感への支援 孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。	<input type="checkbox"/> 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業による支援	<input type="checkbox"/> 成年後見制度（法定後見）による支援

- ・左側の「本人の状態」にチェックがついた場合、真ん中の「検討ポイント」について考えてから、右側の「該当しうる手段」を検討していく、という使い方。地域によって、対応できる手段が違っていることが想定されるため、協議会等でチェックシートの様式について検討してから使用することを想定して作成。
- ・役割分担の整理をする際には、いろいろな事例を用いてチェックをどうつけるのか、どういう点に迷うのか、関連諸制度の担当者が話し合っていくことが大切である。
- ・細かい場合分けの基準をつくるよりも、定期的に担当者がシートを用いて本人と話し合いをしていくことで、共通認識が形成される。
- ・本来は使いたかったサービスや制度が使えないといった「目詰まり」が起きている場合や、どこにもつなぎ先がない事案がある場合について、「どのような社会資源が必要なのか」を話し合っていくことで、新たな社会資源のあり方を話し合っていくことにもつながっていく。

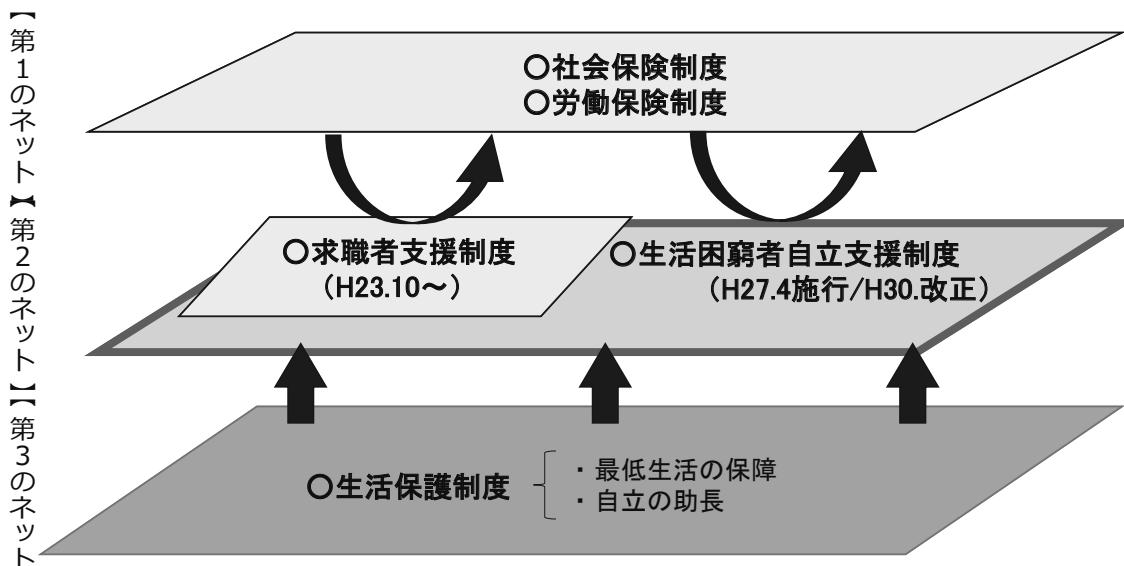
日常生活自立支援事業の支援の特色と制度のあり方・連携における課題のまとめ



生活困窮者自立支援制度における 家計改善支援事業について

12

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



【制度の意義】

- 生活困窮者の「第2のセーフティネット」を全国的に拡大し、包括的な支援体系を創設するもの。（重層的なセーフティネットの構築）

13

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件ではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

14

生活困窮者自立支援制度の理念

● 2つの目標

- ① 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- ② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

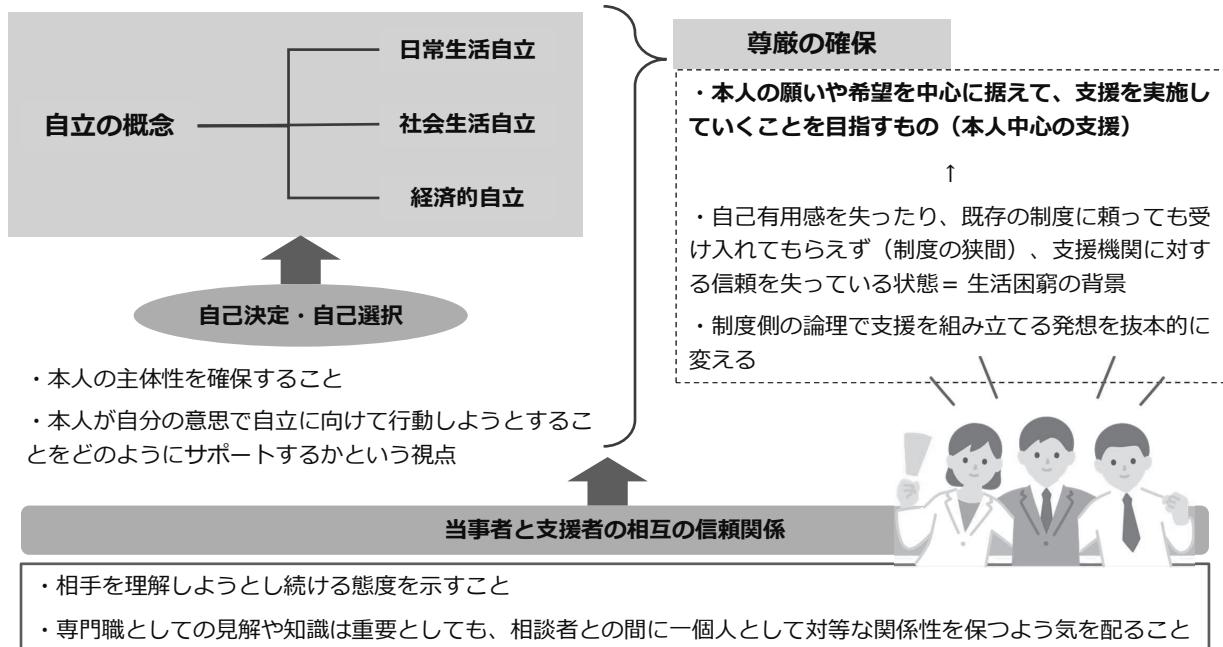
● 5つの支援

- ① 包括的な支援
- ② 個別的な支援
- ③ 早期的な支援
- ④ 繼続的な支援
- ⑤ 分権的・創造的な支援

15

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

①生活困窮者の自立と尊厳の確保



「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト」より抜粋・編集

16

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

②生活困窮者支援を通じた地域づくり

<地域づくりの必要性>

- ・生活困窮者の早期発見や見守りは、地域のネットワークを強化することも大切（公的制度だけでは対応できない）。
- ・本人の複合的課題を解決するため、包括的（フォーマル・インフォーマル）支援が必要になり、さまざまな分野や地域住民との連携が必要である。
- ・就労支援においては、地域の企業での就労体験や就労訓練、そこで働く地域の人との関わりが本人の自己肯定感や自尊感情を取り戻す機会になる。
- ・地域の課題を生活困窮者自身が解決していく地域づくりの担い手となり、「支援される側」「支援する側」という立場を超えて地域の中で生きていくことができる。

京都府京丹後市 社会的孤立者支援拠点施設

- 閉鎖された保育所を活用し、社会的に孤立している人をサポートする目的で、拠点施設「黒部の居場所『ひまわり』」を平成28年1月にオープン。
- 拠点施設では、ひきこもりなどで外に出ることに慣れていない人を対象とした社会参加支援のほか、労働者協同組合と連携した就労体験による居場所づくり事業等を実施し、自立相談支援機関が利用につなげている。
- 地域住民を対象としたイベントを定期的に開催することで、多世代交流イベント等を通じた地域との繋がりや、1次産業等の地域資源を活用した都市農村交流を行うなど、支えあい、助け合う地域づくりに取り組んでいる。

※令和2年度実績

社会参加支援：4人 就労体験：18人 施設利用者約1,000人

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）において、「居場所づくりの取組を行っている」と回答した自治体の事例を基に、困窮室でヒアリングを実施して整理したもの。

17

新しい生活困窮者支援の形（5つの支援の形）

包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応するため、関係機関等とチーム支援を行い、包括的な支援を行う。

個別的な支援

生活困窮者がおかれた状況はひとりひとり異なるため、適切なアセスメントを行いながら、本人に合ったサービスや制度を提供していく。本人の自尊感情や自己肯定感を育みながら、次のステップに進めるような視点が必要。

早期的な支援

問題を長期化させず、アウトリーチ等を通じて早期に支援を行うことにより、効果を上げることができる。やみくもに本人の就労を急がせるといったことはないことに注意を払う。

継続的な支援

本人の状態に合わせ、支援を切れ目なく段階的・継続的に提供する必要がある。また、支援が終了した後も必要に応じてフォローアップしたり、地域全体で継続的に支援することを考えることも必要。

分権的・創造的な支援

上記支援を実現するには、地域の特性を知り、地域ごとの解決策を見いだすことが必要。地域をアセスメントし、既存の社会資源と繋がりながら、不足しているものについては創造していくことが不可欠。

「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト」より抜粋・編集

18

生活困窮者自立支援制度の体系



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

- ◆ 住居確保給付金の支給
 - 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

- 就労準備支援事業
 - 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

- 家計改善支援事業
 - 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

- 一時生活支援事業
 - 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
 - シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

- 子どもの学習・生活支援事業
 - 子どもに対する学習支援
 - 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

19

家計改善支援事業

【実績】
・712自治体(79%)(R4)
・利用20,692件(R3)

対象者

家計の状況がわからていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

「エンパワメント」の
視点が重要

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 繼続面談を通じたモニタリング

- …収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- …家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)
- …本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

20

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)：令和2年3月～令和4年9月末
- ・総合支援資金(延長貸付)：令和2年7月～令和3年6月末
- ・総合支援資金(再貸付)：令和3年2月～令和3年12月末

21

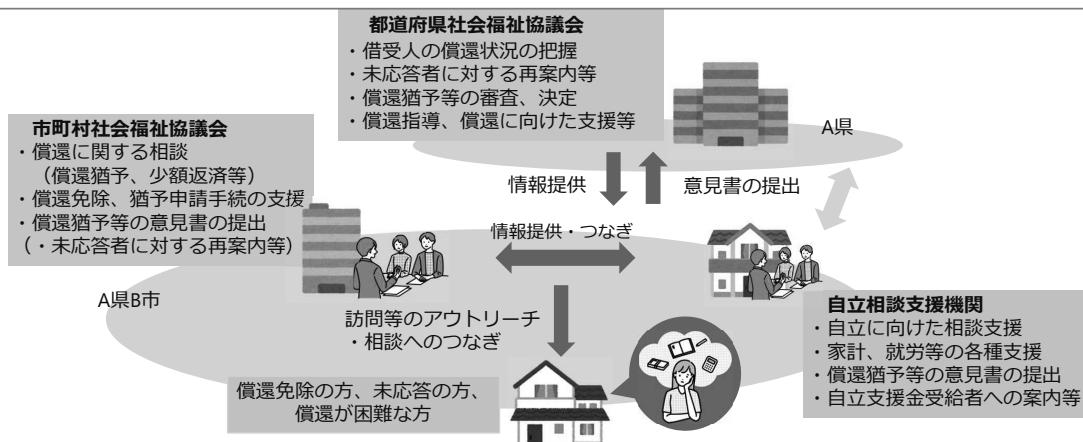
緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援 (都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出

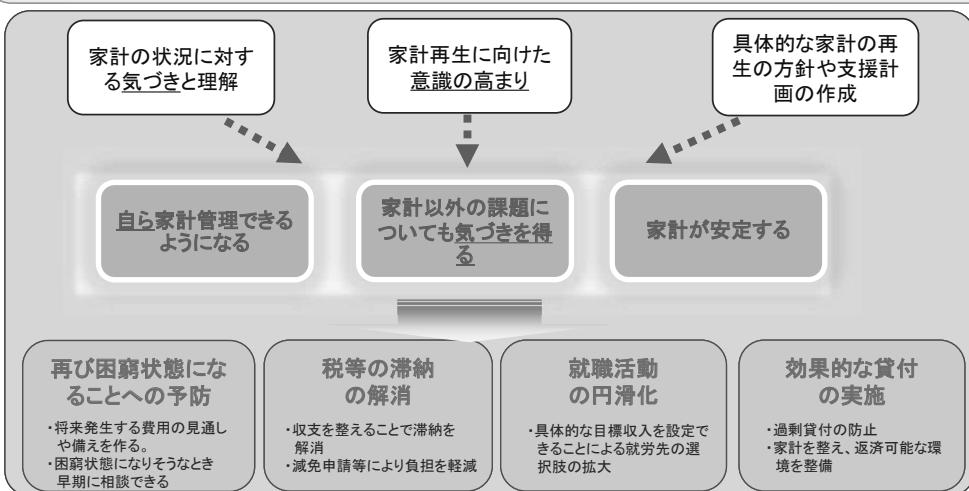


22

家計改善支援事業の効果

◆期待される支援効果

- 家計改善支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の実施という効果が期待される。

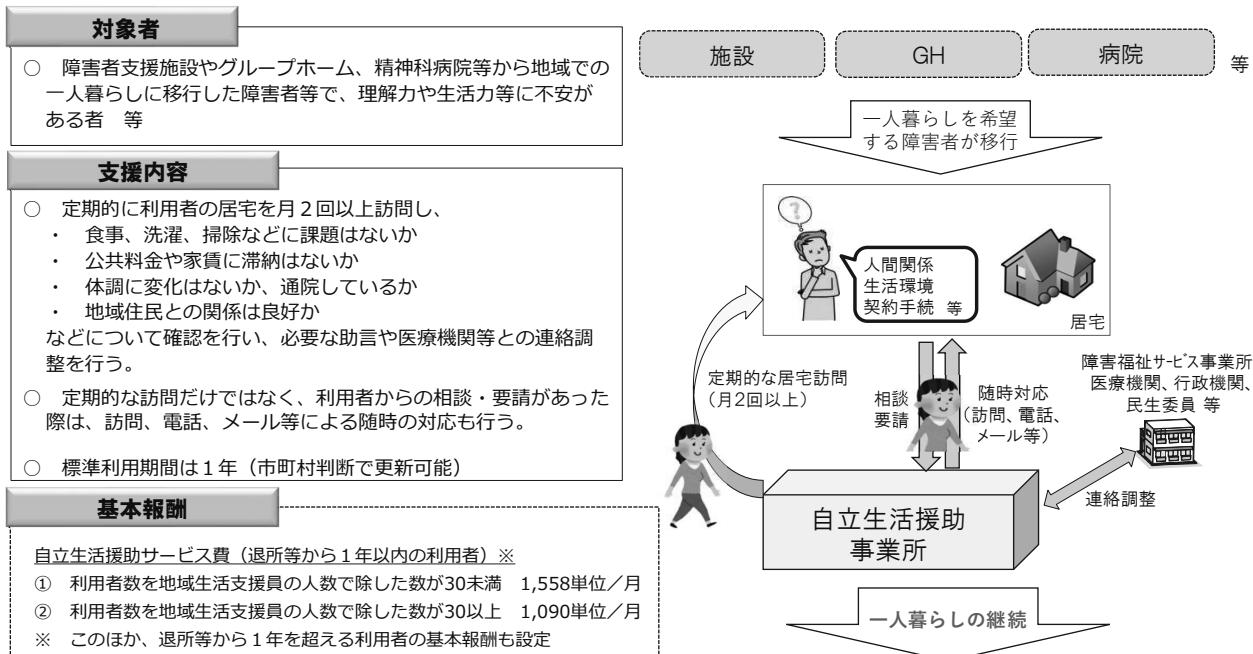


家計改善支援事業は「相談者の主体性を尊重する」対人援助・相談業務

23

障害者総合支援法の自立生活援助

- 「自立生活援助」の報酬の設定**
- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

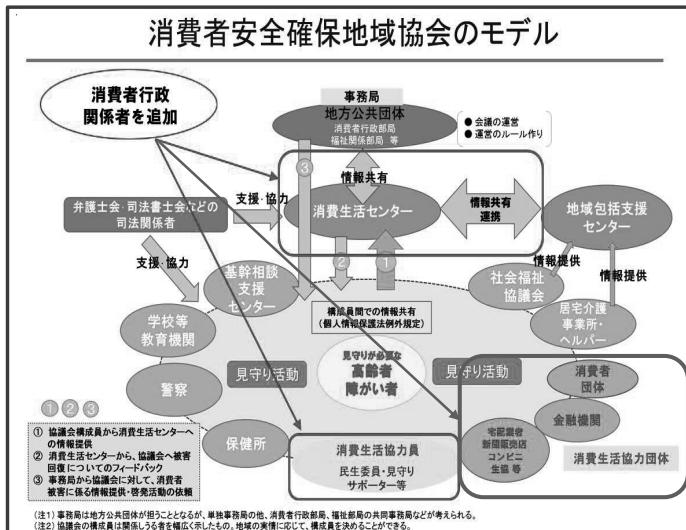


消費者庁での要支援者保護の取組み (消費者契約の一部改正)

26

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)

- 認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク
⇒ 既存の福祉のネットワーク等に、消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、「消費者被害の未然防止」も含め、より充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能に



地域協議会の取組
見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みを構築
<ul style="list-style-type: none">● 消費者被害の早期発見から事案解決へ<ul style="list-style-type: none">✓ 消費生活センターによる助言、あっせん● 迅速な情報収集による被害の拡大防止<ul style="list-style-type: none">✓ 事前の注意喚起、法執行による行政処分等● 必要な福祉サービスへの円滑な移行<ul style="list-style-type: none">✓ 消費者被害の発見をきっかけにした、生活保護、成年後見制度等の福祉的な手当てへのつなぎ
構成員間の個人情報の共有による実効性の確保
<ul style="list-style-type: none">● 消費者庁等からの情報提供による見守りリストの作成<ul style="list-style-type: none">✓ 消費者庁が事業者から押収した顧客名簿などをベースに、消費者トラブルに遭う可能性のある市民の情報をまとめる✓ 地域協議会内の構成員間で、見守り対象者に関する個人情報を共有(個人情報保護法の例外規定の適用)
<p style="text-align: center;">気付き、声掛け、つなぐ 被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決</p>

27

地域協議会の活用例

福祉のネットワーク

私はケアマネです。今日、利用者のアキラさん宅を訪問しましたが不在でした。他県に別荘地を購入したので、300万円のお金支払うために、業者と一緒に銀行へ行っていたというのです。最近よく聞く原野商法ではないかと不安になり、アキラさんと一緒に消費生活センターに相談しました。



センターに
相談したら

**相談員のあっせんにより、クーリング・オフが成立！
契約は無事解除できました。**

※「防犯のネットワーク」や「障がい者見守りネットワーク」への追加も同様に有効です。

防災のネットワーク

私は民生委員です。一人暮らしの高齢者宅を順番に訪問しています。タケシさんから、近々屋根を修理すると聞きました。5日前、訪問した業者から損害保険を使えば無料で修理できると説明され、契約したのだそうです。最近、この地域で地震や台風の被害などありませんが、本当に大丈夫なのでしょうか。



センターに
相談したら

損害保険を使えるのは、自然災害による被害の場合と分かり、クーリング・オフが成立。

個人情報を活用した見守りリストの作成と共有

悪質業者

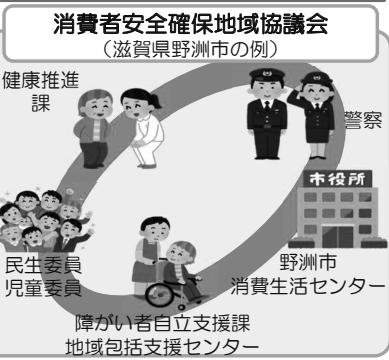


行政
処分等
①押収した顧客名簿



消費者庁等

②顧客名簿
情報の要請
③顧客名簿
情報提供



28

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置自治体一覧

都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市
群馬県	渋川市、館林市
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛驒市、瑞浪市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋市
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、龜山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、枚塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、福美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市
和歌山县	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隠岐の島町、奥出雲町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市
山口県	下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上野町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、柏原町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、壱岐市、波佐見町、佐世保市、佐々町
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、久重町、大分市
宮崎県	宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町
沖縄県	沖縄県、粟国村

(参考)都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
全て	457	1788
うち都道府県	26	47
うち5万人以上	191	537
うち5万人未満	240	1204

(※)地方公共団体から2023年5月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会(広域連携による設置を含む)。

29

消費者契約法の概要

立法及び改正の経緯

【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルール（民法の特別法）として平成12年5月に成立
【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度を導入
【平成28年改正】過量契約の取消権や、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の導入
【平成30年改正】不安をあおる行為等の取消権や、消費者の後見等を理由とする解除条項等の無効の導入
【令和4年通常国会改正】勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行した場合等の取消権や、軽過失にのみ適用されることを明らかにしていない損害賠償責任を免除する条項の無効の導入（令和5年6月1日施行）
【令和4年臨時国会改正】靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象拡大や行使期間の伸長等（令和5年1月5日施行）

内容

●消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差 → 契約の取消権 契約条項の無効 事業者の努力義務 等

●消費者と事業者との間で締結された契約（=消費者契約）であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→ 取消し（4条）

- ・不実告知（1項1号）
- ・断定的判断の提供（1項2号）
- ・不利益事実の不告知（2項）
- ・不退去（3項1号）
- ・退去妨害（3項2号）
- ・勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘（3項3号）
- ・威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害（3項4号）
- ・不安をあおる告知（3項5号）
- ・恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用（3項6号）
- ・加齢等による判断力の低下の不当な利用（3項7号）
- ・靈感等による告知を用いた勧誘（3項8号）→取消権の対象範囲の拡大
- ・契約締結前に債務の内容を実施又は目的物の現状変更（3項9号）
- ・契約締結前の事業活動の実施により生じた損失の補償請求（3項10号）
- ・過量契約（4項）

※取消権は「追認可能時から1年」または「契約締結時から5年」経過後時効により消滅（3項8号は「追認可能時から3年」または「契約締結時から10年」）

【不当な契約条項】→ 無効

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項、又は事業者が自分の責任を自ら決める条項（8条1項）
- ・軽過失のみに適用されることを明らかにしていない事業者の損害賠償責任を免除する条項（8条3項）
- ・消費者の解除権を放棄させる条項、又は事業者が解除権の有無を自ら決める条項（8条の2）
- ・消費者の後見等を理由とする解除条項（8条の3）
- ・平均的な損害を超える違約金条項（9条1項1号）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（10条）

【事業者の努力義務】

- ・勧誘に際して消費者の年齢、心身の状態、知識、経験を考慮した情報提供（3条1項2号）
- ・消費者の求めに応じて、解除に必要な情報提供（3条1項4号）
- ・違約金の算定根拠の概要についての説明（9条2項）

【消費者団体訴訟制度】

- ・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、事業者の不当な行為に関し差止請求をすることができる

※差止請求の対象は、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも拡大

※適格消費者団体は、全国に23団体（令和4年10月1日時点）

- ・適格消費者団体の要請（契約条項の開示・違約金の算定根拠の説明・講じた措置の開示）に応じる事業者の努力義務（12条の3～5）

※ 橙字は平成28年改正 青字は平成30年改正 緑字は令和4年通常国会改正 紫字は令和4年臨時国会改正

30

令和4年(通常国会)消費者契約法の改正(概要) 令和4年5月25日成立 一部の規定を除き令和5年6月1日施行

消費者契約を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、平成30年改正時の附帯決議に対応し、
消費者が安全・安心に取引できるセーフティネットを整備

現行法（消費者契約に関する民事ルール等を規定する民法の特別法）

【契約の取消権】（不当な勧誘行為があった場合に契約（意思表示）を取り消すことができる権利）
不実告知、不利益事実の不告知
不退去、退去妨害、不安をあおる告知、契約締結前の義務実施 等

【無効となる契約条項】
故意・重過失の賠償責任の全部又は一部責務、軽過失の賠償責任の全部免責
平均的な損害の額を超える解約料 等

【事業者の努力義務】
(契約締結について勧誘をするに際し)消費者の知識、経験を考慮した情報提供 等

【適格消費者団体による差止請求】（適格消費者団体（認定された消費者団体）が契約の取消権の対象となる勧誘行為や無効となる契約条項の停止を請求できる）

H30年改正附帯決議

- 消費者が合理的な判断をできない事情を不當に利用した場合の取消権の創設
- 不当な解約料（事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える解約料）に係る消費者的立証責任の負担軽減
- 不当条項の類型の追加 等

改正事項

契約の取消権を追加

（第4条第3項）

- ・勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘
- ・威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害
- ・契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難に

免責の範囲が不明確な条項の無効

（第8条第3項）

- ・賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項（軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの）は無効
(無効となる例) 法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します
(有効となる例) 軽過失の場合は1万円を上限として賠償します

解約料の説明の努力義務

- ・消費者に対し算定根拠の概要（第9条第2項）
- ・適格消費者団体に対し算定根拠（営業秘密を除く）
(第12条の4)

その他

- ・適格消費者団体関係の書類の見直し（第14条第2項）
- ・毎事業年度の学識経験者の調査の廃止（第31条） 等

事業者の努力義務の拡充

- ・契約締結時だけでなく解除時に努力義務を導入（第3条第1項第4号等）
⇒解除権行使に必要な情報提供、解約料の算定根拠の概要説明（再掲）
- ・勧誘時の情報提供（第3条第1項第2号）
⇒消費者の知識、経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供（知ることができたものに限る）
- ・定型約款の表示請求権に関する情報提供（第3条第1項第3号）
- ・適格消費者団体の要請に対応（第12条の3から5）
⇒不当条項を含む契約条項・差止請求に係る講じた措置の開示要請、解約料の算定根拠の説明要請に応じる努力義務（再掲）

31

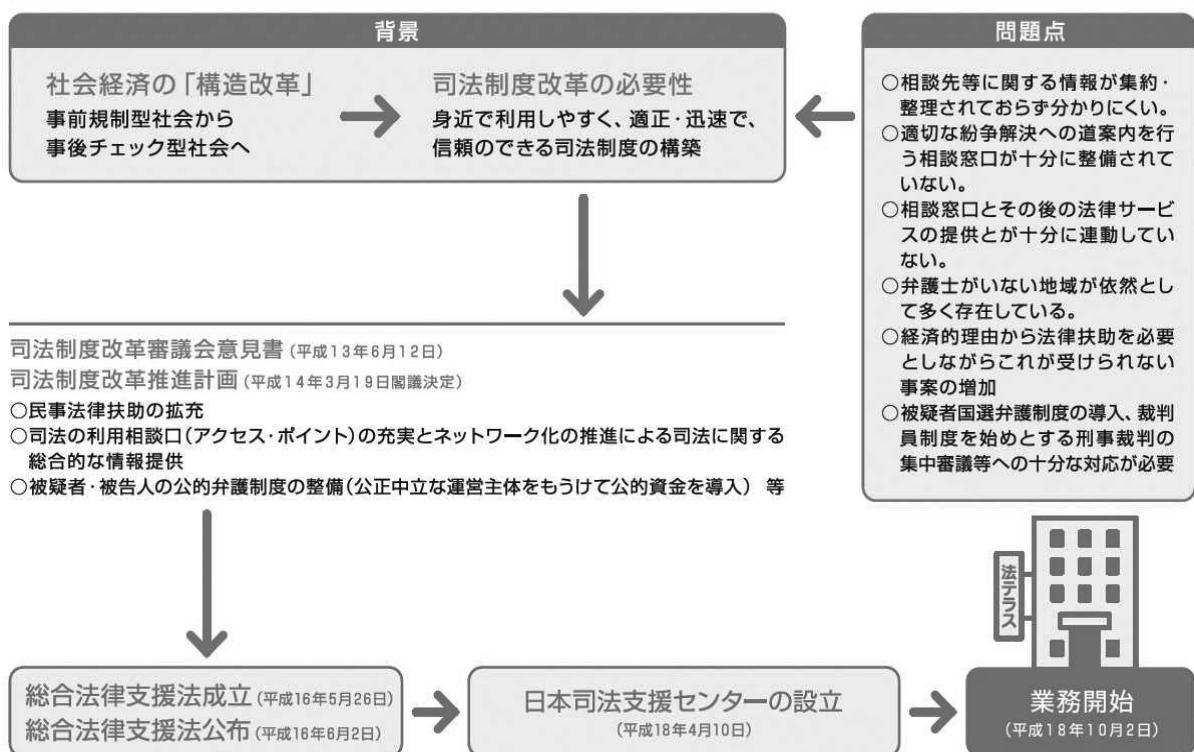
法テラスの業務

～情報提供業務・民事法律扶助業務と 特定援助対象者法律相談援助～

32

法テラス設立の経緯～司法アクセス障害の解消のために～

法テラスは、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度の柱として、総合法律支援法に基づき、政府全額出資で設立されました。



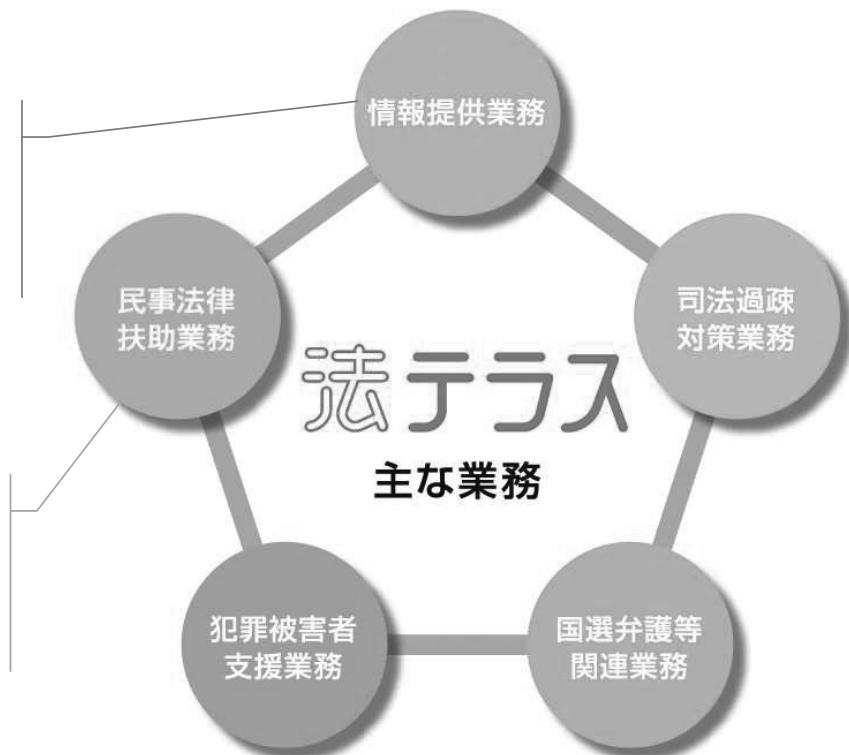
33

法テラスが提供するサービス

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、以下のサービスを提供しています。

【本資料で扱う主な業務】

利用者からのお問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を、電話やメール、面談により、無料で提供する業務。



34

情報提供業務～法的サービスの「総合案内所」～

■借金の問題に関する情報提供の例

法制度のご紹介

Q 利用者
カードローンの返済がもう無理です。何かいい方法はありませんか?自己破産するしかないのでしょうか。



A 法テラス
借金を返済・整理するには、次の方法があります。
①任意整理 ②破産手続 ③個人再生手続 ④特定調停
どの方法が良いかは、弁護士または司法書士に相談するとよいでしょう。

相談窓口のご案内

Q 利用者
借金を低金利で一本化できるという広告を見ました。いい方法だと思うので、この業者に相談しようと思うのですが…。



A 法テラス
債務を一本化することで、必ずしも状況が改善するとは限りません。慎重な判断が必要ですので、法律の専門家に相談することをお勧めします。お住まいのお近くにある相談窓口をご紹介します。

■離婚の問題に関する情報提供の例

法制度のご紹介

Q 利用者
妻が勝手に離婚届を出しちゃった。離婚したくないんだけど、どうしたらいいのでしょうか?



A 法テラス
家庭裁判所で、離婚無効の調停を申し立てるという方法があります。

相談窓口のご案内

Q 利用者
離婚の際、慰謝料をきちんと決めませんでした。離婚後でも請求できると聞いたのですが、どこか相談できる窓口はありますか。働いているので平日昼間は相談に行けないのですが…。



A 法テラス
離婚後でも、離婚成立から3年以内であれば、慰謝料を請求することができます。土日もしくは平日夜間に相談を受け付けている相談窓口をご紹介します。
※ご希望に添えない場合もあります。

35

情報提供業務の利用方法



法テラス・サポートダイヤルの特徴

- オペレーター
さまざまなケースを想定した研修を受けたオペレーターが対応にあたっています。
- 平日夜間・土曜対応
お勤めの方などにもご利用いただきやすいよう、平日は21:00まで、土曜日も17:00までお問合せを受け付けています。（祝日・年末年始を除く）

多言語情報提供サービス（10言語に対応）

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネバール語、タイ語、インドネシア語を話される方から

0570-078377 にお電話いただくと、通訳を介し、

日本の法制度や相談窓口情報をご紹介いたします。

IP電話、プリペイド携帯電話からは050-3784-5430にお電話ください。

■時 間：平日9:00~17:00（年末年始を除く）

■利用料：0円（※通話料がかかります。）

地方事務所での窓口対応

- 情報提供専門職員
各地の地方事務所の窓口では、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談に関する有資格者や司法書士などが対応にあたっています。（地方事務所により担当者が異なります。）
- 地域密着の情報
不定期に開催される相談会や、相談待機状況など、地元だからこそ有用な相談窓口情報を提供します。
- 面談による情報提供
お電話では伝わりにくい書面等を見ながらの情報提供も行っています。

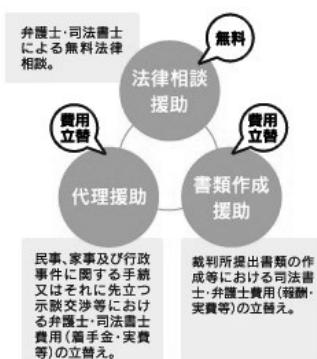
36

民事法律扶助業務の概要

経済的に余裕のない方に無料で法律相談（法律相談援助）を実施します。なお、刑事事件に関するものは対象になりません。

法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスに登録した事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所でも行います。

法律相談の結果、裁判や交渉など弁護士・司法書士の代理が必要な場合や裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、その費用の立替えを行います（代理援助・書類作成援助）。



■立替額の例(令和4年度標準額)

代理援助	実 費	着手金	立替額合計
500万円請求の訴訟	35,000円	220,000円	255,000円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000円	231,000円	266,000円
債権者10社の自己破産申立	23,000円	132,000円	155,000円

※以上の費用とは別に事件の結果に応じて決定された報酬金をご負担いただきます。

書類作成援助	実 費	報 酬	立替額合計
訴状を作成	15,000円	27,500円	42,500円
自己破産申立書等作成	17,000円	88,000円	105,000円

37

民事法律扶助利用の条件と申込みの流れ

民事法律扶助利用の条件

- ① 資力が一定基準以下であること (A、Bいずれの基準も満たす必要があります)**
夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

基準 A	収入等が一定基準以下であること			
	一般法律相談援助の場合			
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。				
単身者	2人家族	3人家族	4人家族	
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)	
※(1)は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、一人につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの消費がある場合は、相当額が控除されます。家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその額が加算されます。				
単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上	
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円	
代理援助・書類作成援助の場合				
同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。				
基準 B	保有資産が一定基準以下であること			
	一般法律相談援助の場合			
現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。				
単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上	
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下	
代理援助・書類作成援助の場合				
不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金・預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。				

民事法律扶助申込みの流れ

一般法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助の方にも、まず法律相談を受けていただきます。
一般法律相談援助を利用するには左記①と③の条件を満たす必要があります。
同一問題につき3回まで相談可能です(対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります)。

法律相談で解決した方は、以下の手続には進みません。

代理援助・書類作成援助の申込み

1 審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において左記①②③の条件を満たす必要があります。
援助を申し込まれた方には、
 ①直力を証明する書類(裁判明細、生活保護受給証明書、医療機関証、課税または非課税証明)
 ②住民票(本籍・謫居所、統計・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)
 ③事件概要書類
 ④立替金返済用の口座に関する書類などを提出いただきます。

2 援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用等(着手金・実費等)を決定します。
決まった費用はご本人に代わって法テラスが立て替えて、弁護士・司法書士に支払い、援助を開始することが決まります。事件進行中は毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます。

3 事件完了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。立て替えたお金は原則、援助終結決定後3年以内にお支払いが終わる額で毎月返済いただきます。次に援助を必要としている方のためにも返済していただくことがとても重要です。

*生活保護を受給している場合、会員費用の返済を猶予・免除できる場合があります。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

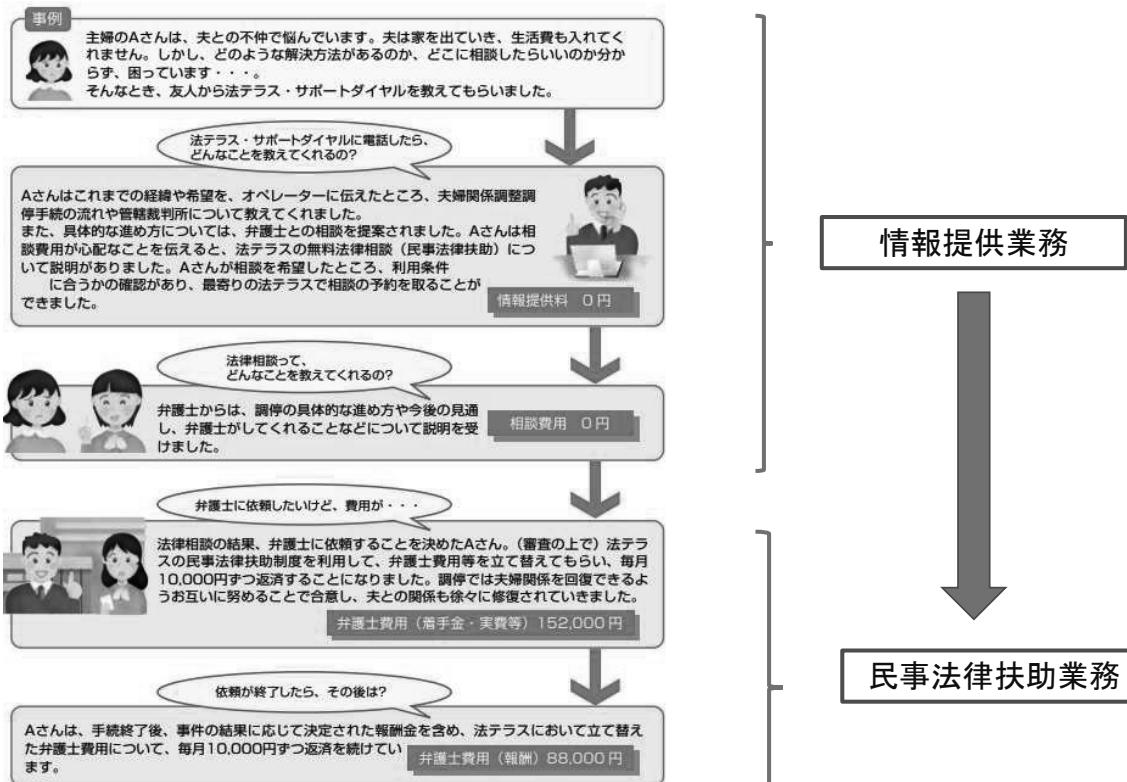
和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

38

情報提供から民事法律扶助までのシームレスな援助



39

福祉機関との連携による民事法律扶助の活用（司法ソーシャルワーク）

法テラスでは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」に取り組んでいます。



司法ソーシャルワークの取組例

① 福祉機関の施設で法律相談援助（民事法律扶助制度）を実施

福祉事務所や自立相談支援機関などの施設で法律相談を実施することで、高齢者・障がい者にとって法律相談がより利用しやすいものとなります。また、必要な場合には、ケースの状況や問題点を把握されている福祉機関の方が法律相談に同席いただくこともあります。

いつもの場所で法律相談が利用できるのね！
福祉の方もいて相談がスムーズ！



② 高齢者等の入院先などへの出張相談を実施

高齢者が入院中で外出できないなど、一定の条件を満たす場合には、弁護士・司法書士が出張して一般法律相談援助を実施することができます。ご本人で法テラスに申込ができない場合、まずは、福祉機関の皆様から法テラスにお問合せください。

外出できなくても法律相談が利用できるかも！
福祉の方に問合せをお願いしても大丈夫！



40

高齢者・障がい者等に対する援助

特定援助対象者法律相談援助（支援者申込型出張相談）

制度の概要

高齢や障害のために認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方（特定援助対象者）に対して、福祉機関などの支援者の方から法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談等を実施するという制度です。

ここがポイント！

- 弁護士・司法書士がご自宅や福祉施設などに出張し、資力（収入・預貯金）にかかわらず、法律相談が受けられます（対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります）。
- ※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料（税込5,500円）をご負担いただきます。
- 弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立てに拡大。
- ご利用には、資力の条件と審査がございます。

ご利用のSTEP

- 支援者の方から法テラスへ連絡
- 法テラスから、法律相談の可否をご連絡
- 相談を担当する弁護士又は司法書士と、相談日程の調整
- 法律相談の実施
- 必要に応じて弁護士・司法書士による代理及び書類作成援助

Q 相談には、同席しなくてはいけないの？

A 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。

Q 知り合いの方から申し込みしても大丈夫？

A 家族や知人など、個人の方からのお申し込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申し込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問合せください。

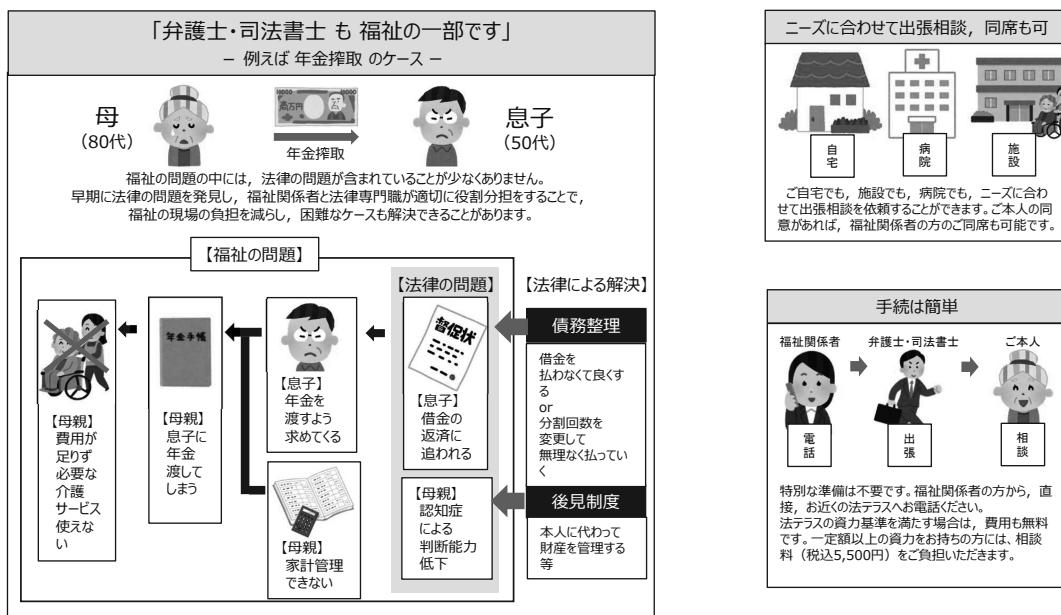
認知機能が十分でない方と判断される例

会話等を行うのに適切な支援を要する、外出時に道に迷うことが多い、抑うつ傾向にある、物忘れが著しいなど



41

高齢者・障がい者 のための 出張法律相談 (特定援助対象者法律相談援助)



新型コロナウイルスの影響により、各地の法律相談体制に変更が生じています。
出張法律相談を希望される場合は、裏面の各地方事務所にご確認ください。

42

【全国の法テラス地方事務所】

令和5年5月22日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0503383-5555	011-219-3818	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5560	0138-26-3520	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKコロナティビル6F	0503383-5566	0166-25-2066	三重地方事務所	514-0033	津丸之内34-5 津中ビル	0503383-5470	059-222-5096
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021	京都地方事務所	604-8187	京都府京都市伏見区通東洞院西入る桂町43 桂町沿第一生地ビルディング3F	0503383-5433	075-231-4355
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 手取産業会館2F	0503383-5546	019-652-5516	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-2865	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 ホテルクリスタルタワー13F	0503383-5440	078-362-2698
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中央5-1-1 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211	阪神支部	660-0052	尼崎市七条1-2-1 フジタ立花北都5F	0503383-5445	06-6411-2010
山形地方事務所	990-0042	山形市七条2-10-10 NARANABEANS&BF	0503383-5544	023-633-0180	姫路支部	670-0947	姫路市三条1-408 安楽産業㈱第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
福島地方事務所	960-8131	福島市北五丁目7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731	和歌山地方事務所	640-8158	和歌山市九条町15 九条天MIGE-16F	0503383-5457	073-425-9201
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NECビル2F	0503383-5395	028-822-0987	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田2-3-12 しのめ信用金庫前橋営業部4F	0503383-5399	027-232-9727	島根地方事務所	690-0084	松江市南田町60	0503383-5900	0852-23-7802
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区二之町2-15 亀之町シティビル2F	0503383-5491	086-234-8413
川越支部	350-1123	川越市駒込町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央1-5-1 Qball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206	山口地方事務所	753-0045	山口市黄金1-10 萩花道門キューブ2F	0503383-5490	083-832-8141
松戸支部	271-0092	松戸市松戸179-7 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アコミビル3F	0503383-5575	088-655-2777
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-13ステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150	香川地方事務所	780-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-3-18 東京建物ファーレ立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051	愛媛地方事務所	790-0001	松本市一番町4-1-11 共栄園第一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2-3 産業貿易センタービル10F	0503383-5380	045-662-9356	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-373-3023
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 バシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中心区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町8-51 新潟東中通りビル2F	0503383-5420	025-225-6171	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6888
石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477	076-263-7065	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラビル2F	0503383-5475	0776-22-0354	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 イリックスピル1F	0503383-5411	055-232-7540	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんふら座4F	0503383-5415	026-226-7675	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア龍泉島ビル6F	0503383-5525	093-223-6146
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美差寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-282-0902	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市慈心1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区典服町2-1-1 札の辻ビル5F	0503383-5400	054-251-3677					
沼津支部	410-0833	沼津市三國町1-1	0503383-5405	055-931-0320					
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722					

43